



平成29年(裁)第456号 許可抗告申立て事件

(原審・東京高等裁判所平成29年(ワ)第759号)

決 定

川崎市多摩区三田四丁目1番地11-5号

申 立 人 示 現 舎 合 同 会 社

同 代 表 者 代 表 社 員 宮 部 龍 彦

東京都中央区入船一丁目7-1 (本部) 気付

相 手 方 組 坂 繁 之

同所

相 手 方 片 岡 明 幸

同所

相 手 方 西 島 藤 彦

同所

相 手 方 藤 川 正 樹

同所

相 手 方 宮 瀧 順 子

上記5名代理人弁護士 河 村 健 夫

同 山 本 志 都

同 指 宿 昭 一

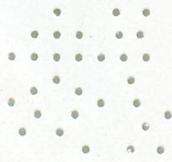
同 中 井 雅 人

主 文

- 1 本件抗告を許可しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

本件申立ての理由によれば、原決定について、民訴法337条2項所定の事項を含むとは認められない。



よって、主文のとおり決定する。

平成29年9月4日

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 齊 木 敏 文

裁判官 石 井 浩

裁判官 伊 良 原 恵 吾



これは正本である。

平成29年9月4日

東京高等裁判所第9民事部

裁判所書記官 河田 真奈美

